



相続財産の分け方

これまで数回にわたり遺言書の重要性や作成の方法についてご案内して参りました。とはいえ実際には、大半の方が遺言書を遺さずにお亡くなりになるのが現実です。

相続財産とは

亡くなった方（被相続人）が一般的な社会人であれば、必ず何らかの相続財産はあると言って差し支えありません。不動産やまとまった金融資産等がない場合でも、現在では殆どの人が預金口座を持っています。また、被相続人名義の携帯電話、クレジットカード等の利用料が預金口座からの引落しになっている、あるいは未払いの税金や医療費等が残っていることも珍しくありません。

これらは全て相続財産となります。間違えてはならないのは、相続財産とはプラスのもの（不動産や預貯金等）だけでなくマイナスのもの（借金や未払金等）も含めて被相続人の財産となるということで、それらは特段の事情がないかぎり、相続人が引継ぐことになるのです。（特段の事情とは、プラスの財産よりマイナスの財産の額の方が大きいような場合です。）

遺言書がない場合の相続手続

法的に有効な遺言書があれば、原則として相続財産は遺言書どおりに相続人に引継がれますが、遺言書がない場合（または、遺言書が法的に無効とされた場合）は、相続人同士の話し合いにより相続財産の分け方を決めることになります。この話し合いを遺産分割協議と言います。



遺産分割協議

相続財産が全て現金で、遺産分割協議がまとまったと同時に分けられる様な場合は簡単ですが、そうもいかないのが現実ですね。例えば不動産を切って分ける（分筆）といっても現金のように簡単にはいきませんし、預貯金口座が複数ある場合は、その残高も一様ではありません。

遺産分割協議は、まず切って分けにくいもの（ここでは不動産）を誰が取得するのかを話し合っただけで、金融資産で調整する方法をとると、比較的話がまとまりやすいでしょう。

でも、不動産の価額に対して金融資産の割合が少なく、分け方のバランスが取れない場合は、不

動産の処分を行うこともあります。そのような場合は、売却不動産を誰が一旦相続するか等、売却等の処分及び遺産分割の工夫が必要になります。

また、金融資産は全て解約して相続専用口座にまとめ、そこから各相続人に分けていくと、手続がスムーズに進みます。

遺産分割協議書

遺産分割協議がまとまったら、決定した内容を書面にした遺産分割協議書を作成します。

遺産分割協議書には「誰の」財産について、「どの相続人が」「どの相続財産を」「どのように」引継ぐのか、第三者が見てもわかるように記載しなくてはなりません。後々のトラブルを防ぐため、遺産分割協議完了後に新たに判明した財産債務の処分方法（『記載のない財産債務は〇〇が相続する』等）もあらかじめ記載しておいた方が万全です。そして分割協議を行った日付を記載し、相続人全員の署名捺印をして各人が保管します。

また、作成した遺産分割協議書が偽物でない証として、印鑑は実印を使用し、印鑑証明書を添付しておきます。不動産の登記や預貯金等金融資産の解約手続・名義変更を行う場合には、遺産分割協議書が必要となるからです。

遺産分割協議の期限

遺産分割協議には期限がありません。相続人全員が納得するまで話し合いを続けることも可能です。中には前の代の相続についての相続手続が済んでおらず、名義が曾祖父等先々代のままというようなことも珍しくありません。ただし、あまり長引くと代が変わって相続人が相当多数になったり、相続人同士の関係が悪くなったりと、負担になり、ストレスが増えていくものです。また、相続税の申告が必要な場合は、申告期限前（相続開始から10ヶ月以内）に分割協議がまとまっていなかったと税額軽減のための特例を受けられなくなる等のデメリットがあります。

相続は各家庭により千差万別です。弊社では、相続手続全般について、経験豊富な各専門家によるご支援を行っております。身近に相続が起こってお困りの方、朝日税理士法人グループへご連絡ください。

（文責：行政書士・社会保険労務士 久保祐子）